資料　　２

第３期

白馬村こども計画

（素案）

令和7（2025年）年　3月

白馬村

**目　　次**

**第１章　計画の概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．計画策定の背景と趣旨

２．計画の目的・位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（1）計画の目的

（2）計画の位置づけ

（3）計画の期間

３．計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（1）計画の策定組織

（2）実態把握

（3）意見の聴取

**第２章　白馬村における現状と課題・・・・・・・・・・・**・・・・・・・・・・・・・・ 5

１．白馬村の状況

２．アンケート調査結果から見る現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

３．こども計画に向けた現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

**第３章　計画の基本理念と施策**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

１．基本理念

２．基本方針

３．基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

４．計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

５．成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

**第４章　施策の展開・・・**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

　　基本目標 １ ライフステージを通じた切れ目ない支援

方針　１）妊娠・出産期からの切れ目ない支援

方針　２）心と体の健やかな成長を支える環境づくり

基本目標 ２ 子どもの健やかな育ちへの支援

方針　１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

方針　２）安心して子育てするための費用助成

方針　３）健やかな成長を支える多様な居場所づくり

基本目標 ３ 子育て・子育ちを支えるまちづくり

方針　１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

方針　２）安全で子育てしやすい環境整備

基本目標 ４ 子ども・若者の成長と自立への支援

方針　１）困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援

方針　２）子どもの権利の保障・擁護

**第５章****子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**・・・・・・・・・・・・・・・46

１．量の見込みと確保方策の考え方

２．幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

**第６章　計画の推進体制**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

　　１．関係機関等の連携

　　２．計画の達成状況の点検・評価

第１章　計画の概要

**１．計画策定の背景と趣旨**

本村の子ども・子育て支援施策は、国や県の動向や法改正に伴って、必要な行動計画等を策定して進めてきました。

平成１７年度から平成２６年度の期間においては、平成１５年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「白馬村次世代育成支援行動計画」を策定し、村民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から子どもと子育て世帯への施策を推進してきました。

平成２４年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成２７年度から令和元年度を期間とする「白馬村子ども・子育て支援計画」を策定し、令和２年度からは「第２期白馬村子ども・子育て支援計画」を策定して質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

国では令和５年４月１日にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

本村では、「第２期白馬村子ども・子育て支援計画」の計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国のこども大綱、県の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、村の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的として、令和７年度から令和１１年度までの５年間を計画期間とする「白馬村こども計画」を策定しました。

※本計画における「こども」の表記について…

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、１８歳や２０歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、「こども」が、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画における「こども」の表記については、次のとおり施策・事業名や法律名等で対象年齢が明確になっているものについては、「子ども」や「子ども・若者」の表記を基本とします。

・「こども」・・・こども基本法やこども大綱の基本理念に記載された乳児以上の全般を指す場合

・「子ども」・・・児童福祉法や子ども・子育て支援法で規定される１８歳未満の対象者を示す場合

・「子ども・若者」・・・子ども・若者育成支援推進法に基づき、おおむね３０歳までの対象者を示す場合

**２．計画の目的・位置づけと期間**

**（１）計画の目的・法的根拠**

こども基本法の第５条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第１０条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

本村では、「第２期白馬村子ども・子育て支援計画」において、基本理念を「心通わせ　子どもも親もイキイキと輝く　白馬の子育て」と設定し、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきましたが、この理念はこども基本法に示された内容・趣旨と合致するものであることから、本村においても、これまで本村で実施してきた子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的とし、「第２期白馬村子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で、「こども計画」を策定します。

なお、こども大綱を勘案して作成する市町村こども計画には、「少子化社会対策基本法第７条第１項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」、「子ども・若者育成支援推進法第８条第２項各号に掲げる事項」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第８条第２項各号に掲げる事項」の内容を盛り込むことが求められています。このほか、こども計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく子ども施策に関連する計画と一体のものとして作成することができるとされています。

**（２）計画の位置づけ**

本計画は、白馬村第5次総合計画を上位計画とし、関係する法令に基づく計画とした子ども・子育て支援施策等に関する行政分野の計画として、こども基本法第10条に基づいた市町村こども計画として策定するものです。

また、「白馬村こども計画」に包括する計画は次のとおりです。このほか、教育分野や福祉分野等で策定している様々な関連計画と連携・整合性をとるものとします。

**上位計画**

白馬村第５次総合計画（2016-2025）

整　合

**白馬村**

**こども計画（仮称）**

根拠法令等

こども基本法、こども大綱

子ども・子育て関連３法

・子ども・子育て支援法

・認定こども園法

・関連整備法

次世代育成支援対策推進法

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子ども・若者育成支援推進法

少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱

* 市町村こども・子育て支援事業計画
* 市町村次世代育成支援行動計画
* 子どもの貧困対策計画
* 子ども・若者計画
* 少子化社会対策

整　合

**関連計画**

白馬村教育大綱／白馬村健康増進計画／白馬村障害者計画・障害福祉計画・

障害児福祉計画／白馬村食育推進計画　など

**（３）計画の期間**

この計画の期間は、令和7(2025）年度から令和11(2029）年度までの５年間とします。

**３．計画の策定方法**

**（１）計画の策定組織**

本計画は、児童福祉及び教育機関の関係者、保護者の代表者などから構成される「白馬村子ども・子育て会議」の審議を踏まえ策定しました。

**（２）実態把握**

　　本計画の策定にあたり、子どもや保護者をとりまく子育ての課題を抽出し、村民の子育て支援に関する現在の利用状況や子ども自身の生活状況等について調査を実施しました。

　　また、子育て関係に係るタウンミーティングを実施し、村民の意見を伺いました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査の種類 | | 対象 | 配布数 | 回答数 |
| 子育て支援に関するアンケート | 教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況・ニーズ調査 | 就学前の子どもがいる世帯の保護者 | 225 | 85 |
| 子どもの生活実態調査 | 子どもの生活に関する実態と世帯の経済状況との関連の把握 | 小学5年生・中学2年生の保護者 | 131 | 32 |
| 小学5年・中学2年生（本人） | 131 | 107 |
| 若者の意識と生活に関するアンケート | 子ども・若者の現状や課題、結婚・子育てに関する意識やニーズの把握 | 15～39歳の方（各学年から無作為抽出） | 1,250 | 229 |

**（３）意見の聴取**

　　パブリックコメントを令和７(2025)年1月に実施しました。

**第2章　白馬村における現状と課題**

**１．白馬村の状況**

**（１）人口の推移**

**① 総人口並びに将来の人口推計**

本村の総人口は令和6年4月現在8,739人となっています。平成22年と比較すると減少傾向であり、将来に向けても減少傾向となっています。

15歳未満の年少人口は緩やかな減少傾向をたどっている状況です。

（人）

**資料：白馬村統計（各年４月１日現在）並びにR７以降はRESASによる**

**（２）出生の動向**

**① 出生数の動向**

出生数は年々減少傾向にあり、平成元年以降の統計によると、平成９年がピークで109人だった出生数が、令和３年には39人まで減少しましたが、令和5年には52人となりました。

（人）

**資料：白馬村人口動態**

**② 合計特殊出生率※の推移**

白馬村の合計特殊出生率は低下傾向ですが、平成30～令和4年集計では、1.39の下降傾向となっております。長野県と比較すると低い水準となっています。

（人）

**資料：厚生労働省人口動態統計**

|  |
| --- |
| ※合計特殊出生率  　　15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、１人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。人口動態の出生の動向をみるときの重要な指標となっている。 |

**③ 母の年齢階級別出生割合**

　　　白馬村は県に比べ30歳未満の出生割合は低く、35歳以上は高くなっており、晩産化の傾向となっています。この傾向は、前回も同様となっています。

**資料：長野県衛生年報（平成29年～令和3年集計値、人口動態調査）**

**（３）虐待の動向**

**長野県並びに、全国の虐待件数は増加傾向にあります。**

（単位：件数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童虐待相談対応件数 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 村 | 8 | 3 | 5 | 8 | 3 |
| 長野県 | 2,804 | 2,825 | 2,651 | 2,697 | 2,774 |
| 全国 | 193,780 | 205,044 | 207,659 | 219,170 | - |

**（４）保育園・幼稚園の状況**

園児数は概ね横ばいとなっています。

（人）

**資料：白馬村統計（保育園各年４月１日現在、幼稚園各年５月１日現在）**

○保育園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 定員（名） | 住所 | 保育時間 |
| 認定こども園しろうま保育園 | 180 | 北城6509番地 | 7:30～18:30 |
| 主な事業内容 | | | |
| 通常保育（8:15～16:15）  ・未満児保育（満10ヶ月から3歳児未満の子どもの保育）  ・障がい児保育（心身に障がいをもった子どもの保育）  特別保育  ・延長保育（朝7:30～8:00、夕16:30～18:30）  ・一時保育（満7ヶ月から就学前の未就園児の保育）  ・土曜保育（土曜8:15～16:15） | | | |

■土曜保育事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 延べ利用人数 | 857 | 1,078 | 919 | 720 | 818 |

○幼稚園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 定員（名） | 住所 | 保育時間 |
| 白馬幼稚園 | 60 | 北城895番地4 | 7:30～18:30 |
| 主な事業内容 | | | |
| 教育時間（10:00～14:30）  長時間（延長）保育・希望保育  ・延長保育（朝7:30～8:00、夕15:30～18:30）  ・休日保育（土曜7:30～18:30）  ・長期休業日預かり保育（月曜～金曜7:30～18:30） | | | |

○地域型保育園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 定員（名） | 住所 | 保育時間 |
| FamiliaHAKUBA | 5 | 北城5976番地3 | 8:15～16:15 |
| 主な事業内容 | | | |
| 通常時間（8:15～16:15）  未満児保育（満10ヶ月から3歳児未満の子どもの保育）  土曜保育（土曜8:15～16:15） | | | |

※令和4年4月開園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 定員（名） | 住所 | 保育時間 |
| サンライズキッズ保育園白馬園 | 19 | 北城8742番地1 | 7:00～19:00 |
| 主な事業内容 | | | |
| 通常時間（8:30～16:30）  長時間（延長）保育・希望保育  ・延長保育（朝7:00～8:30、夕16:30～19:00）  ・休日保育（土曜7:30～18:30） | | | |

※令和5年12月開園

**（５）小学校の状況**

　　　児童数は南小、北小とも減少傾向となっています。外国人の児童が増えている状況です。

人数

**資料：令和5年総合教育会議資料より**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 住所 |
| 白馬北小学校 | 北城7078番地 |
| 白馬南小学校 | 神城7035番地 |

**（６）子育て支援ルームの状況**

　　　村内にお住いの乳幼児をお持ちの保護者に向けて、白馬村の子育て支援の拠点として様々な活動を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 住所 |
| 白馬村子育て支援ルーム | 北城6938番地 |
| 主な事業内容 | |
| ・なかよし広場　・育児相談　・一時保育（満７ヶ月から就学前の未就園児の保育）  ・休日保育（日曜・祝日8:30～17:00）・自由利用　・育児講座　・食育活動　・育児相談 | |

■事業別延べ利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| なかよし広場 | 1,004 | 119 | 116 | 656 | 652 |
| 自由利用 | 1,150 | 1,225 | 794 | 1,240 | 1,041 |
| 一時保育 | 1,427 | 1,188 | 698 | 1,609 | 985 |
| 休日保育 | 475 | 279 | 189 | 325 | 399 |

**（７）子育て相談支援体制の状況**

平成26年4月に新たに相談支援センターを新設。平成29年度からは、０歳から１８歳までの「子育て」と「教育」の一貫した支援体制の構築を図るため、教育委員会事務局に子ども支援及び子育て支援に関する事務を移管し、平成３０年度からは、更に妊娠・出産期から乳幼児期までの母子保健分野を加え子育て世代包括支援センターを開設し妊産婦から子育て期全体にわたる切れ目のない支援が実施可能となりました。令和6年4月から、児童福祉と母子保健を一体に支援するこども家庭センターを開設。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 開設日 | 住所 |
| 白馬村こども家庭センター | 令和６年４月 | 北城7025番地（ふれあいセンター3階） |

**（８）放課後児童クラブの状況**

　　　登録児童は年によって増減がありますが、白馬北小は50名前後、白馬南小は19名前後です。各学校区に１つの児童クラブを設置し平成31年度から開設時間を延長し、より預けやすい環境としました。

（人）

**資料：白馬村統計**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 住所 |
| 白馬北小放課後児童クラブ | 北城7025番地（白馬村保健福祉ふれあいセンター３階） |
| 白馬南小放課後児童クラブ | 神城7035番地（白馬南小学校体育館内） |
| 主な事業内容 | |
| 開設時間  平日：小学校の下校時間から午後６時まで  小学校の長期休業日：午前８時から午後６時まで  土曜日：午前８時から午後６時まで | |

**（９）母子保健事業の状況**

　　　子どもを安心して産み育てられるように健診や相談などを行っています。

　　　平成31年度より、子育て世代包括支援センターにおいて事業実施しており、窓口の一元化が実現しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 住所 |
| 白馬村保健福祉ふれあいセンター | 北城7025番地 |
| 主な事業内容 | |
| ・乳幼児健診、育児相談、乳幼児訪問、健康教育事業  ・予防接種事業  ・妊娠、出産支援事業 | |

**２．アンケート調査結果から見る現状**

**（１）調査の概要**

①調査の目的

次期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、村民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、計画策定を進める上で調査結果を基礎資料として活用するために調査を実施する。

②調査対象

就学前の子どもがいる保護者、小学校5年生、中学2年生、15歳から39歳までの若者

③調査方法

郵送による配布、Ｗｅｂによる回答

小学校5年生、中学2年生については、学校を通じて実施

④回収状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査の種類 | | 対象 | 配布数 | 回答数 | 回答率 |
| 子育て支援に関するアンケート | 教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況・ニーズ調査 | 就学前の子どもがいる世帯の保護者 | 225 | 85 | 37.8％ |
| 子どもの生活実態調査 | 子どもの生活に関する実態と世帯の経済状況との関連の把握 | 小学5年生・中学2年生の保護者 | 131 | 32 | 24.4％ |
| 小学5年・中学2年生（本人） | 131 | 107 | 81.7％ |
| 若者の意識と生活に関するアンケート | 子ども・若者の現状や課題、結婚・子育てに関する意識やニーズの把握 | 15～39歳の方（各学年から無作為抽出） | 1,250 | 229 | 18.3％ |

アンケート調査は主な結果のみ掲載しています。詳細な調査結果はホームページに掲載いたします。

**（２）子育て支援に関する調査結果**

**①回答者の配偶者の有無**

（%）

　ひとり親家庭の割合は、5.9％となっています。

**②アンケート対象の子どものきょうだい数**

　　きょうだいは1人が一番多く、続いて2人となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子の人数 |  |  |
| 区分 | 回答数 | 割合 |
| １人 | 36 | 42.4％ |
| ２人 | 33 | 38.8％ |
| ３人 | 13 | 15.3％ |
| ４人 | 3 | 3.5％ |
| 合計 | 85 | 100.0％ |

**③ 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無**

「子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」と回答した人が18％、「いずれもいない」と回答した人が47.2％となっています。緊急時にはみてもらえると回答した人が34.8％となっています。

日常時または緊急時もしくは用事の際に「祖父母等の親族にみてもらえる」が52.6％、「子どもを見てもらえる親族はいない」が47.2％とおおよそ半々の回答となっています。

**④ 保護者の就労形態**

母親の就労状況は、現在就労中が全体の90.6%となっています。一方、父親の就労状況は100％となっています。

**⑤ 母親の就労希望**

以前働いていた、またはこれまで就労したことがない母親のうち、一番下の子どもが○○歳になったころに就労したい回答では、2歳が60%となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 回答数 | 割合 |
| ２歳 | 3 | 60.0％ |
| ３歳 | 2 | 40.0％ |
| 合計 | 5 | 100.0％ |

**⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況**

利用状況は約75%の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。利用している事業の内容は「幼稚園」「認可保育所」がほとんどを占めています。また、利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が40％を超えています。

※回答者85名による重複回答

**⑦平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（重複回答）**

子どもがまだ小さいためと回答した方が（　　）歳くらいで利用したいと考えているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年齢 | 回答数 | 割合 |
| １歳 | ５ | 45.5％ |
| ２歳 | ４ | 36.4％ |
| ３歳 | ２ | 18.2％ |
| 合計 | 11 | 100.0％ |

利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため」が39.3％で一番多く、次いで「利用する必要がない」が25.0％となっています。子どもが何歳になったら利用したいかとの質問には１歳（45.5％）、次いで２歳（36.4％）となっています。

**⑧ 育児休業取得状況**

母親は「取得した（取得中である）」が41.2％、「取得していない」が32.9％となっています。

これに対し、父親は「取得した（取得中である）」が12.5％、「取得していない」が94.1％となっています。

父親　　　　　　　　　　　　　　　　　　　母親

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **回答数** | **割合** |
| 働いていなかった | 1 | 1.3％ |
| 取得した（取得中） | 10 | 12.5％ |
| していない | 67 | 83.8％ |
| 無回答 | 2 | 2.5％ |
| **合計** | 80 | 100.0％ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **回答数** | **割合** |
| 働いていなかった | 21 | 24.7％ |
| 取得した（取得中） | 35 | 41.2％ |
| していない | 28 | 32.9％ |
| 無回答 | 1 | 1.2％ |
| **合計** | 85 | 100.0％ |

**⑨ 育児休業を取得しなかった理由**

母親では、「有期雇用のため取得要件を満たさなかった」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多く、父親は「収入減となり、経済的に苦しくなる」の回答が多くなっています。

なお、取得していない理由の「その他」の回答の多くは、母親父親とも自営業のためとなっています。

**⑩ 白馬村の子育ての環境や支援への満足度**

　　　「普通」が34％と一番多いですが、「やや低い」が29％と2番目に多くなっています。

**⑪子育ての環境や支援への要望**

　　　「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境整備」は、71%の割合で積極的に進めるべきとなっています。

**（３）小学校5年生と中学校2年生の保護者の調査結果**

**①あなたの希望として、お子さんには将来どの段階まで進学してほしいと思いますか**

**②重要な事について、相談できる相手がいますか**

**③それは誰ですか。**

**④世帯全体の昨年１年間のおおよその税込みの年間収入はいくらですか**

**⑤子育ては楽しいですか**

**⑥子育てがつらいと思うことはありますか**

**⑦お子さんやあなたにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。**

**（４）小学校5年生と中学2年生の児童の調査結果**

**①あなたは、次のような手伝いをしていますか**

フォームの回答のグラフ。質問のタイトル: 問12    あなたは、次のような手伝いをしていますか。
。回答数: 107 件の回答。

|  |
| --- |
| **区分** |
| お年寄りや障がいのある家族・親戚のお世話 |
| 小さい妹、弟の面倒を見る |
| 買い物、食事の準備と片付け、掃除、洗濯などの家事 |
| 日本語が十分話せない家族の通訳 |
| 家族の仕事の手伝い |
| 特にしていない |
| その他（お風呂沸かしたり、お料理の手伝いしたり、自分で気づいたことをやっている） |
| その他（風呂洗い　玄関掃除） |
| その他（ペットの面倒） |
| その他（ペットの散歩、ごはん作り） |

**②　手伝いをすることで学校に行く時間などを減らさなければならないことがありますか**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 回答数 | 割合 |
| はい | 10 | 9.3％ |
| いいえ | 97 | 90.7％ |

**③　手伝いを、合計で1日に、また1週間に、どれくらいの時間していますか。**

フォームの回答のグラフ。質問のタイトル: 問14    あなたは、問12で答えた手伝いを、合計で１日に、または１週間に、どれくらいの時間していますか。
。回答数: 10 件の回答。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 回答数 | 割合 |
| 1日4時間以上（または1週間に28時間以上） | 3 | 30.0％ |
| 1日に2～4時間くらい（または1週間に14～28時間） | 0 | 0％ |
| 1日に1～2時間くらい（または1週間に7～14時間くらい） | 1 | 10.0％ |
| 1日に1時間より少ない（または1週間に7時間より少ない） | 6 | 60.0％ |

**④　手伝いを他の人が川ってくれるとしたら、その時間でやりたいことを答えてください。**

フォームの回答のグラフ。質問のタイトル: 問15    あなたが 問12で答えた手伝いを他の人が代わってくれるとしたら、その時間でやりたいことを答えてください。
。回答数: 10 件の回答。

|  |
| --- |
| **区分** |
| 学校に行く |
| 学校に遅刻・早退せずに行く |
| 宿題や勉強をする |
| 睡眠をとる |
| 友達と遊ぶ |
| 部活や習い事をする |
| 特にない |
| その他（犬と遊ぶ） |

**⑤あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか**

フォームの回答のグラフ。質問のタイトル: 問20    あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。
。回答数: 107 件の回答。

**⑥あたなは最近の生活に、どのくらい満足していますか**

フォームの回答のグラフ。質問のタイトル: 問21    あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。
。回答数: 107 件の回答。

**（５）15歳から39歳までの若者の調査結果**

**①あなたの性別をお答えください**

**②あなたの最終学歴（中退を含む）をお答えください**

**③あなたが、現在主にしていることをお答えください**

**④あなたは、普段どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。**

**⑤あなたは、これまで次のようなことを経験したことはありますか**

**⑥あなたは、若者のために、白馬村に必要な取り組みは何だと思いますか**

**⑦白馬村は生活するのに良いところだと思いますか**

**⑧あなたは、これからも白馬村に住み続けたいと思いますか**

**３．こども計画に向けた現状と課題（まとめ）**

「こども計画」を策定するにあたり、“心通わせ 子どもも親もイキイキと輝く 白馬の子育て”に基づいて取り組んだ第2期子ども・子育て支援事業計画と、計画策定をするために行ったアンケート調査の結果等に基づき課題を整理しました。

（１）子どもの育ちと子育てについて

 本村では、多様な保育サービスや地域の子育て支援拠点の強化などの充実を図ってきました。アンケート調査では、フルタイム、パートタイム勤務、自営業など多様な勤務形態で就労している保護者が増加しており、保育所のニーズが更に高まっており、引き続き多様な保育サービスの充実が重要です。

 地域の子育て支援拠点の利用については、子どもがまだ小さいから保育園には預けない保護者の二ーズがあり、保護者同士の交流が重要です。

 子育て支援では、相談・情報提供の充実が図られていますが、子育てサークルの活動は縮小傾向にあります。

 保育サービスの充実や、ワーク・ライフ・バランスの促進による育児休業の取得が進んだことで、子育て世帯は様々なサービスが利用できるようになっていますが、支援できる親族や知人がいない子育て世帯も多く、急な病気など、仕事と育児の両立に苦労している様子がうかがえます。

 子どもが安全に遊べ、保護者も安心して過ごすことができる環境整備も重要で、遊具のある公園などの遊び場等の整備が求められています。

 保育・教育への経済的支援を求める声が挙がっています。

（２）切れ目のない支援について

 本村では、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を提供しすべての子育て世帯を対象としています。アンケート調査によると、多くの親は子どもの声に耳を傾け、子育てに喜びを感じているものの、子育てに不安を感じることもあり、特に食事や栄養、子どもの発育・発達に関する悩みが多いです。また各年代に共通して、相談窓口を利用するための必要な条件として、相談しやすい雰囲気であること、相談する場所が近くにあること、相談内容に応じた専門員等が配置されていることの割合が高くなっています。

 産後の心身の負担や不安感を軽減するため、宿泊型産後ケアサービスや、授乳方法など子育ての技術指導への需要が高く、保健・医療・福祉の支援体制を強化し、出産直後からの支援の充実を図り、子育てしやすい環境整備の必要があります。

 児童虐待防止のため、地域住民の意識向上と関係機関の連携強化が求められます。また、経済的困難を抱える家庭への支援、外国にルーツを持つ世帯への支援、不登校の子どもへの支援体制の整備も重要です。

 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくりが必要です。

 将来にわたり健康に育つ基盤として、食育指導、保護者世代の学習が必要です。

 子どもの心と体の健やかな成長を支えるため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を提供する体制の充実が求められます。

 現在建設を進めている子育て支援施設は、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、乳幼児の広場や小学生、中高生世代の居場所、多世代が緩やかにつながり、集える居場所を備える施設として建設を行います。

（３）地域共生について

 アンケート調査では、地域に親子でつきあえるような人などがいない方の割合が増加しており、子育て世帯を地域全体で支える気運を醸成して家庭・地域・行政で連携して子どもを育てる環境づくりを整備していく必要があります。

 子育て支援を行う団体・事業者が感じることとして、世帯全体への支援が必要な家庭や複合的な福祉課題を抱える家庭や地域のつながりが薄れ、社会から孤立しやすい家庭が増えているように感じると聞いています。

 アンケートでは、保護者が安全な生活環境を求めていることが明らかになっており、防犯対策等が進められています。当村は、観光地であることから、国内外から多くの方が訪れ滞在するため、文化や習慣の違いからくる様々な問題も起こりやすいといえます。今後も、防犯対策等を進め、子どもが安心して育つ環境を整えることが重要です。また、子どもや若者が自らの安全を守るための安全教育や、保護者への周知啓発も必要です。

（４）次代の親の育成について

 本村では、子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支える環境づくりに努めています。また、いじめ防止対策や子どもの人権擁護について村民への周知・啓発を行い、教育の充実を図っています。

中学校と連携し性教育講座を継続的に実施し、生命や性について考える機会を持ち、将来にわたる心身の健康管理（プレコンセプションケア）、親となる準備につなぐ支援をしており、今後も必要と考えます。また、子どもが自身の親や周囲の大人が子育てを大変ながらも楽しんでいる姿が、将来のモデルとなるため、親世代への様々な支援の充実を図る必要があります。

（５）若者の自立支援について

 近年、子ども・若者が過ごす場の状況として、世帯構造・家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、急速なスマートフォンの普及、教育の情報化等に伴う情報通信環境（インターネット空間）をめぐる課題、若年無業者（ニート）等の就業をめぐる課題等が指摘されています。

 子ども・若者が社会の中に安心できる多くの安全な居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図り、若者が自らの意思で主体的に将来のライフプランを選択することができるようになるため、それを支援する担い手の育成や地域ネットワークの強化に取り組んでいく必要があります。

若い世代が自らの主体的な選択により結婚を望んだ場合に、その希望に対応できるような県や民間団体が行う結婚支援事業の周知に取り組んでいく必要があります。

**第３章　計画の基本理念と施策**

**１．基本理念**

第2期こども・子育て支援事業計画

理念　心通わせ 子どもも親もイキイキと輝く 白馬の子育て

子どもや若者たちが健やかに成長し、その人らしく生き生きと輝くことは、村民共通の願いです。こどもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、村民一人ひとりの笑顔を誘い、いきいきと輝く白馬村へとつながります。

こどもは地域の宝であり、未来を創る存在です。次代を担うこどもたちを豊かに健やかに育むことは、こども自身や保護者のみならず、地域にとって最も価値のある役割であり、使命でもあります。

地域社会全体で、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、保護者が子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てに夢や希望を持てるようにすることが大切です。

国の『こども大綱』では、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第２期白馬村子ども・子育て支援事業計画の「心通わせ　子どもも親もイキイキと輝く　白馬の子育て」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども・若者へのアンケート調査での意見を加えて「　基本理念　」を基本理念とします。

**２．基本方針**

子育て支援とは、村民、教育・保育関係者、企業・団体、行政、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、子どもとその保護者としての成長を支援することです。

こどもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識のもとに、親子に対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで子育て支援を推進し、保護者自身が子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることが重要です。そして何より、こどもの最善の利益を実現すること、こども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる環境をつくることが、地域の役割であり、健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

**３．基本目標**

（１）ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

様々な課題を抱える家庭などが増加していることから、個人及び家族への支援を切れ目なく行うために、どこの相談窓口からでも必要な支援につながるような支援体制を充実させるとともに、支援機関同士が連携して支援体制の推進を図ります。

また、安全で安心な妊娠、出産環境を確保するとともに、出産後の家庭への育児支援や共働き・共育てへの支援の推進を図ります。

さらに、子育てをしている親の気持ちを受け止め、伴走型支援として寄り添いながら母子保健事業や適切な情報提供を行うことにより、妊娠・出産期から18歳までの切れ目のない支援を行っていきます。

（２）子どもの健やかな育ちへの支援

少子化が進む一方で多様な保育・教育の需要があり、それらのニーズに対応できるように保育士の確保や、質・量両面を考慮した保育・教育の場の整備を進めます。外国にルーツがある方には翻訳資料、自動翻訳機等の導入・活用などの取り組みを促していきます。

また、安心して子育てができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推し進め、各種手当の充実や、子どもの医療費助成、保育・教育に係る経済的な支援等、子育てするための費用の助成を検討します。さらに、子ども・若者の居場所づくりを推進していきます。

（３）子育て・子育ちを支える村づくり

子ども・若者や子育てをしている親を社会全体で支える気運を醸成し、地域による子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、家庭・地域・行政で連携して子どもを育てる環境づくりを整備します。

また、防犯・交通安全・防災対策に取り組み、子育て世帯にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。さらに、ＤＸ推進により子育て世帯の手続き等の負担軽減を図ります。

（４）子ども・若者の成長と自立への支援

特に優先して支援の必要な子ども・若者及び家庭を支援するための取り組みを推進していきます。

また、子ども・若者は生まれながらに権利の主体であることを社会全体に周知啓発することで、子ども・若者が自己決定権を持ち、自己肯定感が高まる環境づくりに取り組みます。さらに、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成にも取り組みます。

**４．計画の体系**

主な施策

・乳幼児健診・育児相談の充実

・相談窓口機能の充実

・出産前後の支援の充実

基本理念：

基本方針

基本目標

１ライフステージを通じた切れ目ない支援

１）妊娠・出産期からの切れ目ない支援

２）心と体の健やかな成長を支える環境づくり

・子ども・若者・親世代への健康支援

２子どもの健やかな育ちへの支援

３子育て・子育ちを支える村づくり

４子ども・若者の成長と自立への支援

・子育て世帯への経済的支援

・保育・幼児教育に係る経済的支援

・学習に係る経済的支援

１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

・保育の質の向上

・多様な保育・教育の場づくり

・配慮を要する子どもへの支援

２）安心して子育てするための費用助成

・子どもの居場所・遊び場づくり

・多様な学びや体験ができる場所の充実

３）健やかな成長を支える多様な居場所づくり

・地域の子育て支援活動との連携

１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

・子どもの貧困対策の推進

・子どもの権利の保障・擁護

２）安全で子育てしやすい環境整備

・ヤングケアラーへの支援

・ひとり親家庭への支援

・不登校・ひきこもりの子どもと家族への支援

・児童虐待防止対策への取り組みの推進

・DXの推進

・安全・安心な村づくりの推進

１）困難を有する子ども・若者と家族の継続した支援

２）子どもの権利の保障・擁護

・NPO法人等の子育て支援活動との連携

５．成果指標

基本目標に対する成果を測る指標は、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本目標 | 成果指標 | 令和6年度  （現状） | 令和11年度  （目標） |
| Ⅰ　ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援 | 白馬村の子育ての環境や支援への満足度  ※令和６年度実施村民アンケート調査 | 45.9％ | 50.0％ |
| Ⅱ　子どもの健やかな育ちへの支援 | 今の自分が好きだと思う人の割合  ※令和６年度実施村民アンケート調査（小・中学生） | 75.7％ | 78％ |
| 今の自分が好きだと思う人の割合  ※令和６年度実施村民アンケート調査（３９歳以下） | 74.7％ | 78％ |
| Ⅲ　子育て・子育ちを支えるまちづくり | 今後もこの村に住み続けたい人の割合  ※令和６年度実施村民アンケート調査３９才以下 | 57.6％ | 63％ |
| 子育て関連事業者・団体が参加・実施する活動や行事へ多くの地域住民の参加している割合  ※令和６年度実施村民アンケート調査３９歳以下 | 42.35％ | 50％ |
| Ⅳ　子ども・若者の成長と自立への支援 | 将来に向けて明るい希望を持つ人の割合  ※令和６年度実施村民アンケート３９歳以下 | 76.4％ | 78.00％ |

**第４章　　施策の展開**

**基本目標**１ライフステージを通じた切れ目ない支援

**方針**１）妊娠・出産期からの切れ目ない支援

・相談窓口機能の充実

村では様々な相談窓口で村民などからの相談を受け、必要があれば関係機関と連携して必要な支援が受けられるようにしています。また、制度の狭間で支援が受けられないことがないように、切れ目のない支援の実現に努めます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 子ども家庭総合相談・子育て相談・子どもの虐待相談 | ■こども家庭センターは、子どもと家庭に関する総合相談窓口機能として、児童虐待、障害、非行、育成、母と子の健康など、様々な相談支援を行う。 ■白馬村要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かし、連携機関と情報共・情報交換・支援を展開し、支援機関同士の連携を図る。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 相談支援事業 | ■白馬村こども家庭センターで、０歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面など、様々な支援を必要とする子どもや子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学相談、健康相談等を実施。 ■「子ども電話相談」で子ども本人や保護者からの相談を受ける。  ■産婦人科・小児科オンライン事業により、保護者がメールや電話相談等で、産婦人科医、小児科医などと医療や健康についての相談体制を委託実施。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 地域子ども家庭支援センター（子育て支援ルーム） | ■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。 ■各種子育て講座や体験、育児相談等の地域における子育て支援を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 利用者支援事業（こども家庭センター型） | ■母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業） | ■保健師、助産師等がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、各母子保健事業に繋ぐことで、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。 ■妊娠の届出時の母子健康手帳の交付及び妊婦面接や新生児訪問等の各母子保健事業を通した切れ目のない伴走型相談支援。 | 継続（名称変更） | 子育て支援課 |
| 民生委員・児童委員（主任児童委員） | ■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。更に、地区を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、２名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。  ■子ども家庭センターや関係機関との連携を行う。 | 継続 | 健康福祉課 |

・出産前後の支援の充実

妊娠・出産、産後の健康管理等に係るきめ細かな支援を実施し、子育ての始まり期が円滑であるように充実を図ります。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 不妊・不育症治療費補助事業 | ■不妊・不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するために、治療費の一部を補助する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 松本・大北地域出産子育て安心ネットワーク | ■安心して妊婦検診、分娩ができる環境を整備するため、大北地域全体で、ネットワークに加入。 | 継続 | 子育て支援課 |
| プレママ（妊婦）及び乳幼児育児相談事業 | ■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で母親や家族の健康の維持・増進につなげていく。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 妊婦・産婦検診・新生児聴覚検査・乳児1か月健診 | ■妊娠の届出をされた方に、県内医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票（14回）、歯科検診（1回）、産婦健診（2回）新生児聴覚検査（1回）、乳児1か月健診（1回）を交付し公費負担をする。 ■受診票を使用できない医療機関等での受診については、申請に基づき補助金を交付する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 産後ケア事業 | ■出産後の退院直後から生後1才までの間に、産婦の休息や授乳や育児手技の習得などを目的に、医療機関や助産院などに宿泊または通所して、出産前後の子育て世帯への支援を充実する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 新生児訪問 | ■出産した全ての子どもの家庭に、保健師が、おおむね生後28日以内に訪問等し、児の発育、育児全般、産婦の体調など相談を実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |

・乳幼児健診・育児相談の充実・予防接種の実施

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健康診査、育児相談等を推進します。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、保健師等の専門職による支援を行います。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 養育支援訪問事業 | ■妊娠や子育てに不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に保健師、看護師等が訪問し、継続的な支援を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 子育て世帯訪問支援事業 | ■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児家事訪問支援員」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭等が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。 | 新規 | 子育て支援課 |
| 各種育児相談事業  （ぴよぴよ教室、もぐもぐ相談、よちよち相談、２才相談、５才発達相談）、眼科検査 | ■子育ての各期において、児の成長発達に合わせた保健指導、育児への助言、相談を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 乳幼児健康診査 | ■前期および後期乳児健診、１歳６か月児健診、2才（歯科）３歳児健診を集団健診で実施。  ■健診対象者に対して、支援が必要な場合や未受診の場合、きめ細やかに支援する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 予防接種事業 | ■重篤な感染症を予防するために、予防接種法に基づいて定期予防接種を実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 母子保健連絡協議会 | ■関係機関、子育て中の保護者代表の方により、母子保健事業のあり方について検討を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |

**方針**２）心と体の健やかな成長を支える環境づくり

・子ども・若者・親世代への健康支援

子ども・若者・親世代に係るきめ細やかな健康支援を実施し、予防的観点から、各種健診等を推進します。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 小児生活習慣病健診・保健指導 | ■小５、中２年生に対して血液検査等を行い、必要に応じて保健指導、食事指導を行い、小児期からの生活習慣病予防を行う。 | 継続 | 健康福祉課  子育て支援課 |
| 特定健診、若年健診、各種がん検診、保健指導 | ■親世代が健康を維持するために、各種健診、保健指導を行い、生活習慣病予防を行う。 | 継続 | 健康福祉課 |
| 食育教育 | ■学校給食では、学校栄誉士による食育事業や、安心安全で地産地消を取り入れた学校給食の提供、食物アレルギーへの対応、地域の食文化の継承を行う。  ■保育園、子育て支援ルームでは乳幼児に対して、食の楽しさや、地域の郷土食の継承を行う。 | 継続 | 教育課  子育て支援課 |
| 食と健康を考える会 | ■養護教諭、管理栄養士、保健師等による情報交換、食を通じた健康づくりについての検討を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |

・配慮を要する子どもへの支援

保育士の研修や専門相談員の活用をし、配慮を要する子どもを含むすべての園児への保育の質の向上を図ります。また、家庭における子育てへの相談、助言を行います。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 巡回相談、CP相談、OT相談、PT相談事業 | ■言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士等による個別指導、相談及び、保育現場への助言を実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 発達応援教室事業 | ■親子遊びの指導、子どもの発達の経過観察や親同士がつながりをもてる場として、グループでの遊びを通しての幼児期の支援を行う。２歳以降で実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 母子通園事業 | ■就園前の幼児と保護者に育児や遊び、生活習慣などを保育士等が指導する。（大町市あゆみ園） | 継続 | 子育て支援課 |
| 児童発達支援事業 | ■障害のある子どもに対し、発達を促し日常生活及び社会生活を円滑に営めるように、本人への支援、移行支援、家族への支援、地域支援を行う。  ■保育所等を訪問し、集団生活への適応や日常生活動作の支援、保育士への助言を通じ、子どもの集団生活への適応、子どもの特性を踏まえた関わり方、環境の調整などについて助言を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| コーディネーター連絡会 | ■村内の教育、保育機関関係者の情報交換や連絡調整を行う | 継続 | 子育て支援課 |

**基本目標**２子どもの健やかな育ちへの支援

**方針**１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

・多様な保育・教育の場づくり

子育て世帯の多様な保育・教育のニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充を検討するとともに、円滑な運営に努めます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 認定こども園（認定こども園しろうま保育園） | ■保護者の就労状況等に関わりなく、３～５歳児の子どもが教育・保育を一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応している。令和５年度から移行した。  ■アレルギーや摂食状況に配慮して給食を提供 | 継続 | 子育て支援課 |
| 小規模保育（サンライズキッズ保育園白馬園」 | ■平成27年度(2015年度)から市町村の認可事業として開始された事業。 ■０～２歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■３歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設をしろうま保育園に設定している。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 家庭的保育事業（ファミリアHAKUBA） | ■０～２歳児を対象とし、５人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 私立幼稚園（信学会　白馬幼稚園） | ■保育の必要性がない３～５歳児（または満３歳～５歳児）の子どもに対して、教育を行う。 ■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する。  ■２歳児６名の預かり保育を実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ■保護者が就労等の事由により、昼間児童を監護できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とし、白馬村保健福祉ふれあいセンターと白馬南小学校に設置。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 延長保育 | ■保育園の基本開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため朝、夕の延長保育を実施する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 病児・病後児保育 | ■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病気中や病気の回復期にある０歳から就学前までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設で、大北地域連立自立圏で運営し、市立大町総合病院内に設置。 | 継続 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート事業 | ■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 | 継続 | 社会福祉協議会 |
| ショートステイ | ■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 一時保育 | ■リフレッシュ、育児疲れ、通院、仕事等の理由により、乳幼児を一時的に預かる事業。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 休日保育・土曜保育 | ■土曜日、日曜日・祝日、年末年始に就労などで保育が必要な家庭のための事業。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | ■保育所等に通所していない未就園児に対して、親の就労状況にかかわらず時間単位で定期的に子どもを預けられる事業。令和８年度(2026年度)より本格実施。 | 新規 | 子育て支援課 |
| 保護者の子育て学習支援（親の会・ペアレントトレーニング） | ■子育ての不安や、迷いを持つ保護者に対して、子どもの理解や子育て方法について学ぶ機会を提供する。 | 継続 | 子育て支援課 |

・保育の質の向上

保育の質向上のため、職員の研修や交流を通じてスキルを向上させ、地域の保育園機能を充実させていきます。また、第三者評価の定期的な実施や指導監査により適正運営を促進します。

さらに、子どもの発達や学びの一体的提供を保障するため、幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援できる幼児教育と小学校教育の連携を図ります。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 職員の研修・交流等 | ■園内研修及び外部研修受講の支援などを行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 就学ガイダンス  幼保小連絡協議会  就学支援委員会 | ■保護者や保育園・幼稚園児への小学校就学に向けた情報提供。 ■幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の実施。（学校・教育課・子育て支援課）  ■保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築。  ■最適な就学の場を、様々な視点から検討する。 | 継続 | 教育課  子育て支援課 |
| 保育園の機能の充実及び多様な支援ニーズへの対応 | ■園庭開放により、地域の子育て世帯に保育園を知ってもらう機会を持つ。  ■心身障害児や外国にルーツがある子ども等の受入れを行う。 | 拡充 | 子育て支援課 |
| 第三者評価の実施 | ■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。  ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 指導監査 | ■子ども・子育て支援法に基づき、村内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで村全体の保育の質の向上を図る。 | 継続 | 子育て支援課 |

**方針**２）安心して子育てするための費用助成

・子育て世帯への経済的支援

子育て世帯に対して経済的な支援を行うことで、経済的な理由によって子どもの健やかな育成が妨げられることがない環境整備に努めます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 各種手当の支給 | ≪児童手当≫ ■高校生年代（18歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している父母等の主たる生計者に支給。所得制限なし。 ≪児童扶養手当≫ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障がい児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に支給。所得制限あり。 | 拡充 | 子育て支援課 |
| 医療費助成 | ≪子どもの医療費助成≫ ■18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等を助成。所得制限なし。 ≪ひとり親家庭医療費助成≫ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等にひとり親等医療証を交付し、該当者及び該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等（の一部）を助成。所得制限あり。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 妊婦のための支援給付 | ■すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法に規定）と合わせて実施する支援給付。妊娠期、出産時確５万円 | 継続（名称変更） | 子育て支援課 |
| はくばっ子応援給付金事業 | ■多子世帯の子育ての経済的な負担を軽減する目的で第３子以降の子どもが出生した時に保護者に給付する。  ■子育ての節目の小学校入学、卒業、中学校卒業時に祝金を給付する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 小児インフルエンザ予防接種費用助成事業 | ■子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。 | 継続 | 子育て支援課 |

・保育・幼児教育に係る経済的支援

幼児教育の無償化等により、保育・教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 幼児教育無償化 | ■子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳児（非課税世帯は0-2歳児）及び第２子以降の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。 | 継続 | 子育て支援課 |

・学習に係る経済的支援

就学援助制度などにより、教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、国や長野県が行っている高校生など学生向けの奨学金制度が活用されるように周知を図ります。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 小中学校就学援助制度 | ■学校教育費の困窮家庭に学用品費、給食費、学校行事費等の援助を行う。 | 継続 | 教育課 |
| 私立高校就学援助費 | ■私立高校に通学する生徒の保護者について補助を行う。 | 継続 | 教育課 |

**方針**３）健やかな成長を支える多様な居場所づくり

・子どもの居場所・遊び場づくり

子どもたちが安心して安全に過ごすことができ、異年齢交流や多様な体験を通して健やかに成長できる環境づくりを進めます。また、中・高校生世代への支援として新たな施設において、居場所の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 子育て支援施設 | ■地域の子どもたち（０歳から18歳）の遊びや活動の支援と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする相談事業を実施するなど、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点である。 ■地域の子育て世帯のみでなく、地域の様々な世代が集い、交流できる施設となるよう整備を進める | 新規 | 子育て支援課 |
| 中高生世代スペース | ■小、中学校卒業後にも切れ目のない支援を実現することを目的に設置。 ■自習スペースやソファ等があり、中高生世代が安心して過ごすことができる居場所。中高生世代対象のイベントも開催する。  ■中高生世代が安心して過ごすことができる居場所の設置、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、保護者に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える中高生世代が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。 | 新規 | 子育て支援課 |
| 公園、児童遊園などの地域の遊び場づくり | ■子どもが安全安心に遊ぶことができ、保護者もリフレッシュできるよう、遊具のある公園等の整備を実施する | 新規 | 子育て支援課 |
| 放課後子ども教室 | ■地域住民と学校の協力のもと、学校施設等を活用し、子ども達が誰でも安心して自由に過ごすことができる放課後の居場所づくり事業。白馬北小子ども教室（白馬村役場内）、白馬南小子ども教室を設置。 | 継続 | 子育て支援課 |

・多様な学びや体験ができる場所の充実

子どもたちが様々な人、物事、文化に触れ、出会いや体験を積み重ねることで、豊かな心や思いやり、多様な価値観を育んでいくことができるよう、体験や遊びを通じた学びの機会や場づくりを推進します。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 中学校部活動指導員の配置 | ■地域と学校の連携により、教員顧問から地域の指導員への移行を図る。また、学校部活動から地域クラブ活動への移行を推進する。 | 推進 | 教育課 |

**基本目標**３子育て・子育ちを支える村づくり

**方針**１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

・NPO法人等の子育て支援活動との連携

NPO法人、家庭・地域・行政が連携して子育て・子育ちを応援し支えていけるように、子どもたちの健やかな成長を支える活動に協力します。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 子ども第三の居場所 | ■様々な困難を持つ子どもの安心安全な居場所として、遊びや活動、学びを支える場の運営を行うNPOの運営を村がサポートする。 | 継続 | 子育て支援課 |

・地域の子育て支援活動との連携

地域の人材を活用した子育て世帯への支援や居場所・交流の場づくり、学校運営への地域の参画を推進します。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 子ども会育成会 | ■地区ごとに組織され、子ども達に関心を持ち、子ども達が健やかに成長することを願い、地域ぐるみで活動している。子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供する。 | 継続 | 生涯学習スポーツ課 |
| 子ども食堂 | ■地域の子どもやその保護者等が気軽に立ち寄り、無料又は安価で食事を取りながら、相互に交流を行う場となる子ども食堂を運営する団体を支援することで、活動の充実・継続に繋げていく。 子ども食堂が支援を必要とする子どもや家庭を適切な相談・支援機関に繋げるきっかけの場となるよう、運営団体と連携していく。 | 継続 | 子育て支援課 |
| コミュニティスクール・キャリア教育事業 | ■コミュニティスクールを村内全校に設置し、学校ボランティアの活用により地域に開かれた学校づくりとキャリア教育を推進する。 | 継続 | 教育課 |
| 学校運営委員会 | ■村内全校に設置し、地域住民と学校が連携し地域の子どもは地域で育てる学校づくりを推進する。 | 推進 | 教育課 |

**方針**２）安全で子育てしやすい環境整備

・安全・安心な村づくりの推進

子どもを守る安心の家の活動を通じて子どもたちの安全を確保します。また、交通安全教室を認定こども園の頃から実施し、子どもが安全意識の向上を行います。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| スクールバスの運行 | ■児童生徒の登下校時の安全確保等の目的で、スクールバスを運行する。 | 継続 | 教育課 |
| デマンドバス「ふれあい号」の運行 | ■自家用車等の移動手段のない者の交通の利便性を高めるため、ふれあい号を運行する。 | 継続 | 観光課 |
| 子どもを守る安心の家 | ■登下校時の児童、生徒を守るため設置し、保護と警察への保護をお願いする。 | 継続 | 教育課 |
| 防犯指導、防犯パトロール | ■各地区に依頼し、「子どもを守るパトカー巡視中」のステッカーを貼付した車両で見守りを行う。 | 継続 | 総務課 |
| 防犯ブザーの配布 | ■中学校入学時に、全生徒に配布し携帯してもらう。 | 継続 | 総務課 |
| 交通安全教室　等 | ■通学時の街頭指導、交通安全グッズの配布、通学路の危険個所の点検、要望等を行う。 | 継続 | 総務課 |
| 安全な道路環境の整備 | ■白馬村通学路安全推進会議で協議し、通学路の整備補修を行う。また、降雪期には、登校前までに除雪を行う。 | 継続 | 建設課 |
| 有害環境パトロール  非行防止街頭啓発 | ■村内施設や大型店舗の巡回や啓発を行う。 | 継続 | 生涯学習スポーツ課 |
| 学校携帯メール緊急連絡網 | ■メール機能による連絡網により不審者、防犯者情報を発信する。 | 継続 | 教育課 |
| 家庭内事故防止の啓発 | ■子どもの年齢に応じた事故防止を啓発する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 応急処置方法の啓発 | ■年1回AEDの使用方法などの講習を行う。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 休・祝日緊急当番医事業 | ■大北医師会において、休祝日、年末年始に内科、歯科、薬局を当番制で開院する。 | 継続 | 健康福祉課 |

・DXの推進

保護者や地域に向けたプッシュ型の情報発信により、積極的に情報の収集を行わない支援が必要な方も支援につなぐことができます。また、ICTを活用した情報提供や手続きの簡素化を推進して、子育てしやすいまちづくりにつなげます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 子育て情報発信の充実 | ■子育てに関わる様々な情報を、母子モやLINE、子育て情報冊子、ホームページ等様々な方法で発信し、子育て世帯や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。 | 継続 | 子育て支援課 |
| ホームページでの学校情報提供 | ■学校、保育園等の情報を、ホームページで公開している。 | 継続 | 教育課  子育て支援課 |
| ひとり親家庭への情報提供の充実 | ■ひとり親家庭への自立に向けた支援として長野県の実施している、情報提供メール配信サービスの周知の実施。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 新たな教育システムの構築 | ■小中学校は、一人1台のタブレット配置を活用し、ICT教育の充実を図る。また、ICT機器導入により授業改善を行う。 | 継続 | 教育課 |

**基本目標**４子ども・若者の成長と自立への支援

**方針**１）困難を有する子ども・若者と家族の継続した支援

・児童虐待防止対策への取り組みの推進

子どもを虐待から守るため、相談、見守り、関係機関との連携等に取り組み、早期発見・早期対応に努めます。また、村民や関係機関等に対して虐待防止の啓発活動を行います。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 児童虐待への対応 | ■白馬村子ども家庭センターで、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。 ■虐待防止マニュアル及び、虐待防止ハンドブックについては、各種会議などの際に各関係機関に活用を呼びかけている。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 児童虐待防止の啓発 | ■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、村民への様々な啓発活動に取り組む。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 養育家庭啓発活動 | ■様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図るための養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、長野県と協力して10、11月の養育家庭普及活動月間に広報啓発活動を実施している。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 要保護児童対策地域協議会 | ■児童福祉法第25条の２に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 | 継続 | 子育て支援課 |

・不登校・ひきこもりの子どもと家族への支援

不登校やひきこもりの子ども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させていきます。また、学校内外における学びの場の設置や第三の居場所を活用し、支援情報の提供や相談機能の充実をはかるなど、関係機関が連携して支援を行います。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 不登校対策及び不登校児童・生徒への支援 | ■新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりができるよう授業改善について情報交換を行う。 ■子育て支援課と学校と連携を取り、不登校となった子どもの支援を行う。 | 拡充 | 子育て支援課 |
| 子ども第三の居場所（再） | ■安心安全な居場所の1つとして、子どもの学びや活動を支援する。 | 新規 | 子育て支援課 |
| スクールソーシャルワーカー(ＳＳＷ)[[1]](#footnote-1) | ■不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣し、教育・生活環境の改善を図る。 | 継続 | 教育課 |

・ひとり親家庭への支援

ひとり親の自立の促進のため関係機関と連携を行いながら適切な支援ができるよう、相談窓口での支援を充実し、切れ目のない支援の実現に努めます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 児童扶養手当（再） | ■ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 母子・父子家庭医療費給付 | ■母子家庭・父子家庭への医療費支援として１８歳までの児童を養育している母子・父子家庭へ医療費給付をおこなう。 | 継続 | 住民課 |
| 小中学校就学援助制度（再） | ■義務教育が円滑に受けられるよう、学校教育費用の困窮家庭に、学用品費、給食費、学校行事等の援助を行う。 | 継続 | 教育課 |

・ヤングケアラーへの支援

村では地域や関係機関と共に、子どもが子どもでいられるための権利と大切な時間を守り、すべての子どもが自身の望む人生を歩むことができることを目指しています。

子どもだけでなく、周囲の大人がヤングケアラーについての理解を深め、早期発見・把握できるよう、対応力向上を図るとともに、多機関・多職種の連携体制を構築し、地域における支援の基盤を作ります。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| アンケート調査等の実施 | ■ヤングケアラーであることの状況に、子どもや周囲の大人が気付く機会とするため、学校等で子どもの生活状況のアンケートを行う。 | 継続 | 子育て支援課 |

・子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面・生活面・進路決定など様々な面において子どもの人生に影響を及ぼします。また、子どもの貧困は地域社会からの孤立を招くなど社会性を阻害し、将来に希望を持てない状況になったり、自ら望む人生を選択することができなくなったりするなど、深刻な影響をもたらすと言われています。村では貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していけるような地域を目指して、就学援助、就労支援、フードバンクなどの貧困の状態にある人に向けての対策だけでなく、今後、貧困の状態に陥らないようにするための予防的な対策を、行政と地域が一体となって取り組みます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 就労情報の発信 | ■ハローワークと連携して職業情報などを発信する。 | 継続 | 総務課 |
| ひとり親世帯への支援（再） | ■各種補助制度等により、ひとり親世帯を支援する。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 特定健診、若年健診、各種がん検診、保健指導（再） | ■貧困につながる親世代の疾病を早期に予防するため、各種健診・保健指導を勧奨する。 | 継続 | 健康福祉課 |
| 学習、社会参加の支援 | ■各学校の個別支援、子ども第三の居場所、放課後等デイサービス事業等の様々な支援により、児の状況に合わせて将来的に学習や社会参加の機会を持てるようにする。 | 継続 | 子育て支援課  教育課 |

**方針**２）子どもの権利の保障・擁護

・子どもの権利の保障・擁護

児童憲章及び児童の権利に関する条約理念に基づき、子どもの権利が尊重されることを定めている「子ども条例」を周知します。また、行政や地域が連携し、子どもの権利が保障・擁護されるための環境整備を進めます。

【 主な取り組み 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 区分 | 主担当課 |
| 人権教育の充実 | ■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。 | 継続 | 教育課 |
| いじめ防止対策会議進 | ■いじめ対策支援会議を開催し、いじめの実態把握や、いじめ防止総合対策の推進を図る。 | 継続 | 教育課 |

**第５章　子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**

**１．量の見込みと確保方策の考え方**

**（１）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正**

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされてい

ます。令和４年(2022年)６月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和６年(2024年)６月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

〇家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

〇こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

○妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

○乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

○産後ケアに関する事業の追加

**（２）教育・保育提供区域について**

子ども・子育て支援法の規定おいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。

白馬村では村全体を１つの区域として設定します。ただし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、小学校区域により２区域に設定します。

**（３）量を見込む区分について**

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、地域の実情に応じた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

**（４）量の見込みの算出について**

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

**（５）提供体制の確保方策の考え方**

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

**（６）量の見込みと確保方策の見直**

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

**２．幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育**

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

**３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策**

（１）利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 |
| 基本型 |  |  |  |  |  |
| 母子保健型 |
| こども家庭センター型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | １か所 | １か所 |
| 確保方策 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 |

「確保方策」の考え方

令和6年4月より、白馬村こども家庭センターを開設しました。利用者の目線に立ち相談業務に当たります。身近な場所で相談できる場であるよう、より周知をしていきます。

また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制づくりを行います。

（２）地域子育て支援拠点事業

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 1,500人日 | 1,500人日 | 1,500人日 | 1,500人日 | 1,500人日 |
| 確保方策 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 |

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

新施設建設に向けて、進みだしました。それまでの間については、より集まりやすいイベントや教室を実施し、環境整備を進めていきます。量的充足は可能となっております。

（３）妊婦健康診査

　　妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施します（１人当たり14回実施）。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 45人  630回 | 45人  630回 | 45人  630回 | 45人  630回 | 45人  630回 |
| 確保方策 | 病院等で実施 | 病院等で実施 | 病院等で実施 | 病院等で実施 | 病院等で実施 |

「確保方策」の考え方

医療機関や助産所での健診に対し、１４回分の受診券を交付し、現在の体制を維持、継続していきます。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

　　保健師が生後４ヶ月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行うなどの支援をします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 45人 | 45人 | 45人 | 45人 | 45人 |
| 確保方策 | 45人 | 45人 | 45人 | 45人 | 45人 |

「確保方策」の考え方

こども家庭センターの母子保健コーディネーター（保健師）による訪問事業として継続して実施します。

（５）養育支援訪問事業

　　子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、保健師が家庭を訪問して指導・助言を行い、適切な養育を支援します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 確保方策 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |

「確保方策」の考え方

こども家庭センターの保健師等により、関係機関と連携しながら対象家庭の支援を実施します。

（６）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | | 4,040人日 | 4,040人日 | 4,040人日 | 4,040人日 | 4,040人日 |
|  | 幼稚園における在園  児を対象とした一時  預かり（延べ人数） | 2,640人日 | 2,640人日 | 2,640人日 | 2,640人日 | 2,640人日 |
|  | その他定期的な利用（延べ人数） | 1,400人日 | 1,400人日 | 1,400人日 | 1,400人日 | 1,400人日 |
| 確保方策 | | 4,040人日 | 4,040人日 | 4,040人日 | 4,040人日 | 4,040人日 |
|  | 幼稚園における在園  児を対象とした一時  預かり（延べ人数） | 2,640人日 | 2,640人日 | 2,640人日 | 2,640人日 | 2,640人日 |
|  | その他定期的な利用（延べ人数） | 1,400人日 | 1,400人日 | 1,400人日 | 1,400人日 | 1,400人日 |

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

また、その他保育ニーズの志向が高い利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

（７）ファミリー・サポート・センター事業

　　保護者の外出時等の一時預かりなどの援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネートやサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 40人日 | 40人日 | 40人日 | 40人日 | 40人日 |
| 確保方策 | 40人日 | 40人日 | 40人日 | 40人日 | 40人日 |

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

依頼件数が増えた場合、援助会員の不足が考えられますので、会員確保に努めていきます。

（８）延長保育事業

　　保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

概ね１歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 90人 | 90人 | 90人 | 90人 | 90人 |
| 確保方策 | 90人 | 90人 | 90人 | 90人 | 90人 |

※午後４時30分以降の利用者数

【確保方策】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

（９）病児・病後児保育事業

　　病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等で一時的に保育する事業です。

　　北アルプス連携自立圏において、実施しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 |
| 確保方策 | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 |

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

（10）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 白馬南小 | 25人 | 24人 | 24人 | 22人 | 20人 |
| 小学1年生 | 7人 | 7人 | 6人 | 5人 | 4人 |
| 小学2年生 | 7人 | 7人 | 7人 | 5人 | 4人 |
| 小学3年生 | 7人 | 6人 | 7人 | 6人 | 6人 |
| 小学4年生 | 3人 | 2人 | 4人 | 5人 | 5人 |
| 小学5年生 | 1人 | 2人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 小学6年生 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 白馬北小 | 60人 | 60人 | 60人 | 58人 | 58人 |
| 小学1年生 | 20人 | 21人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 小学2年生 | 20人 | 20人 | 18人 | 16人 | 16人 |
| 小学3年生 | 12人 | 12人 | 16人 | 15人 | 15人 |
| 小学4年生 | 7人 | 6人 | 6人 | 5人 | 5人 |
| 小学5年生 | 1人 | 1人 | 0人 | 2人 | 2人 |
| 小学6年生 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 確保方策 | 白馬南小 | 25人 | 24人 | 24人 | 20人 | 20人 |
| 白馬北小 | 60人 | 60人 | 60人 | 58人 | 58人 |

「確保方策」の考え方

・ニーズ量に対して確保は出来ているので、現在の体制を維持して実施いたします。

（11）放課後子ども教室

学校施設や公共施設を活用し、放課後の安全・安心な居場所づくりを地域住民の参画を得て行い、子ども達に遊びや学び、地域交流などの体験の機会を提供することで、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。村内２つの小学校で実施しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 学校数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

「確保方策」の考え方

　・事業実施にあたり、実施場所の確保や指導員、地域住民との交流等について、事業内容の充実を図ります。

（12）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

　　　保護者が病気等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において短期間（１週間程度）子どもを養育・保護する事業です。

　　　村が指定する乳児院（１か所）、児童養護施設（１か所）において実施します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| 確保方策 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

【今後の方向性】

支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

（13）産後ケア事業

母子保健法の改正（令和元年（2019年））により、令和３年度(2021年度)から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後１年未満であって、産後ケアを必要とする母親と乳児を対象にした宿泊型、通所型の事業です

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 |
| 確保方策 | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 | 30人日 |

「確保方策」の考え方

　・母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援していきます。

（14）子育て世帯訪問支援事業

　家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和６年(2024年)４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の１つとなりました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 |
| 確保方策 | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 |

「確保方策」の考え方

・支援を必要とする家庭の把握と訪問支援員の確保に努め、利用しやすい環境づくり、広報の充実に努めていきます。

（15）児童育成支援拠点事業（子どもの第3の居場所事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和６年(2024年)４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 事業所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【 今後の方向性 】

令和6年12月より実施いたします。より内容の充実に努めます。

（16）親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング等）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和６年(2024年)４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| 確保方策 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |

「確保方策」の考え方

・従来から同様の取組を行っております。今後も内容充実に努めて参ります。

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする制度です。

【今後の方向性】

令和８年度(2026年度)からの給付制度化に向けて、国から示される量の見込みの算出等の考え方に従い受け入れ体制を整備いたします。

（18）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）に要する費用を助成する事業です。

【今後の方向性】

給食費（副食費）は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象に令和元(2019)年10月、幼児教育・保育の無償化を機に実施しており、今後も継続して実施します。

（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

　小規模保育、事業所内保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには連携施設の調整等を進めていきます。

第６章　計画の推進体制

**１．関係機関等の連携**

（１）住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業を行う事業者や関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

（２）地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

（３）住民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により住民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加・参画を推進します。

**２．計画の達成状況の点検・評価**

本計画に基づく施策を推進するため、白馬村子ども・子育て会議において、事業計画に基づく事業の実施状況等について点検・評価します。事業計画策定後には、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和４年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

1. [↑](#footnote-ref-1)